

新規業者の登録申請の手順・方法について

1 申請書等の提出方法

申請者は、申請書等を必ず伊勢市指定の様式に従い提出しなければなりません。国や他の自治体の様式を使用して提出された場合は受付できない場合がありますので、ご注意ください。

新規業者の登録申請の受付は、毎月行います。毎月10日（10日が閉庁日の場合は、直前の開庁日）を受付締切とし、翌月の1日から有効となります。ただし、必要書類が整わなかった場合には、有効となりませんので、ご注意ください。

(1) 申請方法

業者登録申請は、持参又は郵送の方法により受け付けます。

郵送の場合、受付締切日必着となりますので、ご注意ください。

ア 申請書提出先

〒516-8601 三重県伊勢市岩渕1丁目7-29

伊勢市資産経営部契約課契約係 宛

イ 郵送の場合の注意点

- ・ 封筒の表に朱書で「資格審査申請書在中」と明記してください。
- ・ 申請書等を受理したという証明が必要な場合は、切手を貼付した返信用の葉書を同封してください。返信用葉書が同封されていない場合や返信用葉書に切手の貼付がない場合は、受理証明は発行しません。
- ・ 申請書類等に不備や不足の書類があった場合は、電話等による連絡をしますので、当該書類を速やかに契約課契約係まで提出してください。こちらが指定する期日までに提出がなかった場合は、「伊勢市競争入札参加資格者名簿」には登録されませんので、ご注意ください。

ウ 持参の場合の注意点

- ・ 持参の場合は、開庁日の午前8時30分から午後5時15分間に受付を行います。
- ・ 申請書等を受理したという証明が必要な場合は、申請者にて受付票等を用意し持参してください。受理時に受付印を押印します。
- ・ 申請書類等に不備や不足の書類があった場合は、後日、電話等による連絡をしますので、当該書類を速やかに契約課契約係まで提出してください。こちらが指定する期日までに提出がなかった場合は、「伊勢市競争入札参加資格者名簿」には登録されませんので、ご注意ください。

(2) 提出時の注意点

ア 添付書類は、指定した書類のみを添付してください。指定した書類以外を添付し提出された場合は、不要な書類を破棄させていただく場合があります。

イ 申請書類は【業者登録提出書類一覧】の書類No.順に重ね、フラットファイルに綴じて提出してください。なお、必ずフラットファイルの表紙と背表紙に申請者名を記載してください。フラットファイルの色の指定はありません。

ウ 複数の業種の登録申請を行う場合、各業種に共通する書類（詳細は【業者登録提出書類一覧】の下部の注意書きを参照。）については、1部の提出で結構です。

(3) 入札参加資格審査の結果に関する通知について

入札参加資格審査の結果を郵送にて通知します。

また、伊勢市電子入札・物品調達システムの「業者登録一覧」においても公表します。